

令和5年12月1日

ご利用者・ご家族 各位  
関係者 各位

三重県厚生事業団理事長

「三重県いなば園」における障がい児虐待の認定について（お詫び）

この度、三重県いなば園において、入所児童への不適切支援が発生し、三重県による調査が行われた結果、12月1日付けで虐待を認定する旨の通知がありました。

このことについて、下記のとおりご報告いたします。

今回の虐待により被害を受けられた利用者様およびそのご家族様に心よりお詫び申し上げます。また、いなば園をご利用いただいている皆様、関係の皆様方に大きなご迷惑や不安をおかけし、本年8月の虐待事案に続き、幾度も信頼を裏切る事態を招いてしまいましたことを、深謝申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

記

1 事案の経緯

- ・11月14日（火）にいなば園職員から、11月13日（月）に児童の入所施設玄関付近において、男性職員が利用者様に不適切な対応をした疑いがある旨の内部通報がありました。
- ・それを受け、施設の寮長が安全カメラの動画を検証したところ、11月13日（月）16時過ぎ、男性職員による、利用者様に対して行き過ぎているのではないかとと思われる支援が映っていました。
- ・動画には、10分ほどの間、男性職員が、玄関近くのソファに座っている利用者様を別の場所に誘導しようとして対応している様子が映っており、利用者様が動こうとしないために、男性職員が利用者様の手首を掴んで引っ張る等、強引と思われる行為が確認されました。
- ・この事案について、11月14日（火）に三重県中勢児童相談所へ通報しました。
- ・利用者様のご家族へご連絡し、お詫びいたしました。
- ・11月28日（火）及び30日（木）に三重県による調査が行われました。

2 三重県による認定内容

12月1日（金）に三重県からの理事長あての通知文書を受け取り、次の事実が認定されました。

・身体的虐待

状況：男性職員が利用者様の右腕をひねって引っ張り続け、利用者様が床に倒れても手を放さず、利用者様が噛みつく等したため、時には首に手をかけて押さえる形となった。

理由：身体に外傷が生じるおそれのある行為であるため身体的虐待に該当する。

認定日：令和5年11月30日

3 今後の対応

本年8月に起きた虐待事案に続き、虐待の認定を受けましたことを法人として重く受け止め、三重県のご指導のもと、しっかりと改善に取り組んでまいります。

前回の虐待認定を受け改訂した「三重県いなば園虐待防止改善計画」を三重県に提出したところですが、今回の事案を踏まえ、必要に応じ見直すこととしております。

今一度、職員一人ひとりが虐待防止に対する意識を高め、虐待を起こさない、起こさせない施設となるよう、早急に取り組を進めてまいります。

以上